



2026年 8月 第169号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



梅雨が明け、夏らしい暑い日が続いております。各事業所では熱中症対策を行っていただいている事と思います。特に、実習生・特定技能者の生活するアパートでは設置されているエアコンの台数に限りがある為、一度故障してしまうと、数日間エアコン無しの生活を強いられる場合もございます。

定期的にご確認いただき、耐用年数の過ぎたものは順次付け替えなどもご検討いただければ幸いです。

【続く円安と物価高】実習生選抜の締め切り時期について

2027年4月1日実習生制度終了（最終の入国は2027年6月30日まで）に伴い、各送り出し機関では実習生申込数が例年を上回っているようです。特に制度終了の約半年前となる10月頃が選抜のピークとなりそうです。

しかしながら、日本円は約40年ぶりの円安水準が続いており、1ドル160円台での推移が続いております。さらに円安の影響により物価高、エネルギー価格の高騰も止まらない状況となっており、日本の給与で母国の家族を養う実習生達にとっては、非常に大きな打撃となっております。

一部送り出し国では、募集する職種や、事業所の地域によって候補者が集められない事態も出始めております。受入企業の皆様には、最低賃金額以上での募集条件や、手当などをお願いする場合がございますが、より良い人材を募集する為にご理解いただけますと幸いです。

※7月下旬には中央最低賃金審議会から、全国の引き上げ目安額が発表される見通しで、2026年は全国平均1,200円を超える事が予想されています。最低賃金改定前に、給与を最低賃金以上に引き上げ求人を出す事で、同業他社と比較して、少しでも良い条件で募集する事も可能です。

育成就労制度に向けた講習受講について

育成就労制度開始後（2027年4月1日）も、技能実習生が在籍している間は、3年に1度の【技能実習責任者講習】が義務付けられます。

育成就労制度では、【育成就労責任者講習】だけではなく、**いままで任意だった指導員に対する講習【育成就労指導員講習】【生活相談員講習】も受講が義務となります。**

現在の【技能実習責任者講習】【技能実習指導員講習】【生活指導員講習】を受講した場合、今後3年間は、上記育成就労の講習の代替として認められます。

2026年末は、2017年末に開始された新たな実習生制度開始から9年目（3の倍数）の為、講習切り替えの受講者が増える事が予想されます。期限前の早めの受講をお願い致します。

日本語能力試験のご案内

次回、2026年12月6日（日）に実施される日本語能力試験の受験申込みが8月24日（月）から開始されます。（受験料：¥7,500）

前回7月5日試験申し込みの際は、N4・N3級が申込期限前に定員オーバーとなり、受験を希望していた実習生が試験を受けられない事態となりました。皆様にご迷惑をお掛けし、申し訳ございません。今回は8月10日を組合内の締め切りとし、申込み開始日にエントリーできるよう準備を進めてまいります。



育成就労制度では 講習の受講が義務付けられます

制度開始前の **今**、受講することをおすすめします。



今のうちに受講すれば、新制度の講習が**免除**されます！

技能実習制度では、技能実習指導員及び生活指導員には養成講習の受講義務はありませんでしたが、育成就労制度では、これに対応する育成就労指導員及び生活相談員について、育成就労法、入管法、労働法などの知識を十分に得た上で適切に業務に従事するため、養成講習の受講が義務付けられています。

また、企業単独型の技能実習に対応する、単独型育成就労実施者においても監査が義務付けられ、当該監査を担当する者は養成講習の受講が必要です。

経過措置として、技能実習制度における養成講習を過去3年以内に受講した者であれば、育成就労制度の養成講習を受講したものとみなされます。これにより、育成就労制度における各役職に就くことができます。

施行前に技能実習制度の養成講習を受講していれば、経過措置の対象となります



監理・監査担当者向け

監理責任者等講習

受講対象
監理支援責任者
監理型育成就労の外部監査人
単独型育成就労の監査人



詳細はこちら▶



受入企業担当者向け

技能実習責任者等講習

受講対象
育成就労責任者



詳細はこちら▶



受入企業担当者向け

技能実習指導員講習

受講対象
育成就労指導員



詳細はこちら▶



受入企業担当者向け

生活指導員講習

受講対象
生活相談員



詳細はこちら▶

参加無料
(事前申込制)

無料オンラインセミナー開催！

育成就労制度・特定技能制度の最新動向をわかりやすく解説します。



お申込みはこちら▶

<https://www.wellnet-jp.com/news/ikuseitokuteiseminar/>

